

令和 6 年度

かつらぎ町一般会計及び各特別会計
歳入歳出決算審査意見書

かつらぎ町監査委員

(写)

R O 7 か監第 1 3 号

令和 7 年 8 月 1 5 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則 様

かつらぎ町監査委員

森 下 悦 男

溝 北 好 一

令和 6 年度かつらぎ町一般会計及び
各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付された令和 6 年度かつらぎ町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、証拠書類、その他政令で定める書類について審査した結果、下記のとおり意見書を提出します。

記

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和 6 年度かつらぎ町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 6 年度かつらぎ町シビックセンター特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 6 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 6 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和 6 年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和 6 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和 6 年度花園地域交流推進施設運営事業特別会計歳入歳出決算

2 審査の期間 令和7年7月31日

〃 8月 1日

〃 8月 4日

〃 8月 5日

3 審査の場所 かつらぎ町役場 第2委員会室

4 審査の手続

決算審査にあたって、町長から提出された上記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか否かを検証するため、担当職員の説明を聴取するとともに、決算関係書類の審査手続を実施し、更に、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効果的に行われたか、各基金は適正に運用されたか、また、令和6年度新規事業を含む主要施策について、予算を執行した成果、効果の状況等を主眼として考察した。

第2 審査の結果

審査に付されたかつらぎ町各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、その他附属調書は、地方自治法等関係法令に準拠しており、各会計の決算計数は、提出された決算関係書類と照合の結果、適正であると確認した。

一般会計・特別会計決算の概要

1 決算の総括

(1) 歳入歳出決算の状況

一般会計及び特別会計の決算総額は、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分		一 般 会 計	特 別 会 計	合 計
予 算 総 額		12,899,223	6,341,805	19,241,028
決 算 額	歳 入	11,926,804	5,982,156	17,908,960
	歳 出	11,544,123	5,854,861	17,398,984
	歳入歳出差引	382,681	127,295	509,976

(2) 実質収支の状況

実質収支額は、一般会計で 323,557 千円、特別会計で 127,295 千円の黒字となっているが、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、一般会計で 80,576 千円の赤字、特別会計で 20,449 千円の赤字となっている。

(3) 財政指数

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、前年度に比べ 0.7 ポイント増加している。また、実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す実質公債費比率は 0.3 ポイント減少している。

区 分	財政力指数 (3 か年平均)	経常収支比率 (%)	実質公債費比率 (%)
令和 5 年度	0.34	98.3	9.4
令和 6 年度	0.34	99.0	9.1

(4) 主な基金の状況

基金の状況は、積立総額 657,444 千円、取り崩し額 544,640 千円、差引 112,804 千円の増加となり、年度末現在高は 3,665,974 千円となった。主な基金の年度末現在高は下表のとおりである。

また、令和 6 年度は、公立学校図書館基金 5,002 千円、青少年健全育成基金 3,000 千円、森林環境譲与税基金 6,000 千円が新設された。

なお、その運用及び管理の状況は、正確に行われている。

(単位:千円・%)

区 分	令和 6 年度末 (a)	令和 5 年度末 (b)	増 減 (c=a-b)	増減率 (c)/(b)
財 政 調 整 基 金	1,697,310	1,665,321	31,989	1.92
減 債 基 金	78,749	77,063	1,686	2.19
ふるさとかつらぎ基金	544,708	458,383	86,325	18.83
庁 舎 建 設 基 金	425,683	425,374	309	0.07

(5) 財産に関する調書

土地及び建物

(単位:㎡)

財産区分		土 地		建 物	
		年度内増減	年度末現在	年度内増減	年度末現在
行 政	公 用	817.00	14,104.06		6,561.21
	公共用	12,165.88	731,655.54	△ 23.50	116,165.32
普 通		133,442.40	296,464.42		15,021.30
山 林			1,320,033.00		
合 計		146,425.28	2,362,257.02	△ 23.50	137,747.83

2 一般会計

一般会計の決算における前年度との収支比較の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	令和 6 年度 (A)	令和 5 年度 (B)	増減額 (A) - (B)
予 算 現 額 (a)	12,899,223	12,439,623	459,600
歳 入 総 額 (b)	11,926,804	11,704,337	222,467
歳 出 総 額 (c)	11,544,123	11,235,421	308,702
歳入歳出差引額 (d=b-c)	382,681	468,916	△ 86,235
翌年度へ繰り越すべき財源 (e)	59,124	64,783	△ 5,659
実 質 収 支 額 (f=d-e)	323,557	404,133	△ 80,576
前 年 度 実 質 収 支 (g)	404,133	331,453	72,680
単 年 度 収 支 額 (h=f-g)	△ 80,576	72,680	△ 153,256
積 立 金 (i)	204,189	205,938	△ 1,749
繰 上 償 還 金 (j)	0	0	0
積 立 金 取 崩 額 (k)	172,200	0	172,200
実質単年度収支額 (l=h+i+j-k)	△ 48,587	278,618	△ 327,205

(1) 歳 入

款別歳入決算額は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

款 別	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度	
			増減額	増減率
町 税	2,005,054	2,030,161	△ 25,107	△ 1.24
地 方 譲 与 税	143,254	132,857	10,397	7.83
利 子 割 交 付 金	950	742	208	28.03
配 当 割 交 付 金	22,331	14,785	7,546	51.04
株式等譲渡所得割交付金	26,251	14,776	11,475	77.66
法人事業税交付金	26,943	23,867	3,076	12.89
地方消費税交付金	406,045	383,192	22,853	5.96
ゴルフ場利用税交付金	9,504	9,904	△ 400	△ 4.04
環境性能割交付金	14,148	13,911	237	1.70
地方特例交付金	70,052	12,048	58,004	481.44
地 方 交 付 税	4,366,417	4,416,066	△ 49,649	△ 1.12
交通安全対策特別交付金	1,977	2,056	△ 79	△ 3.84
分担金及び負担金	14,825	9,780	5,045	51.58
使用料及び手数料	127,192	130,007	△ 2,815	△ 2.17
国 庫 支 出 金	1,559,018	1,374,912	184,106	13.39
県 支 出 金	790,439	584,145	206,294	35.32
財 産 収 入	44,067	64,827	△ 20,760	△ 32.02
寄 附 金	365,187	325,793	39,394	12.09
繰 入 金	515,126	449,043	66,083	14.72
繰 越 金	468,916	640,501	△ 171,585	△ 26.79
諸 収 入	161,408	164,079	△ 2,671	△ 1.63
町 債	787,700	905,600	△ 117,900	△ 13.02
自動車取得税交付金	0	1,285	△ 1,285	皆減
合 計	11,926,804	11,704,337	222,467	1.90

(2) 歳 出

歳出については、性質別に分類し、前年度と比較すると次表のとおりである。

(単位:千円・%)

性 質 別	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度	
			増減額	増減率
人 件 費	1,763,253	1,655,990	107,263	6.48
物 件 費	2,240,163	2,061,016	179,147	8.69
維 持 補 修 費	28,725	35,118	△ 6,393	△ 18.20
扶 助 費	1,187,119	1,180,641	6,478	0.55
補 助 費 等	1,298,732	1,688,512	△ 389,780	△ 23.08
普通建設事業費	934,276	1,010,444	△ 76,168	△ 7.54
災害復旧事業費	861,037	431,471	429,566	99.56
失業対策事業費	0	0	0	0
公 債 費	1,401,274	1,433,106	△ 31,832	△ 2.22
積 立 金	584,713	543,065	41,648	7.67
投資及び出資金	83,579	37,646	45,933	122.01
貸 付 金	0	1,700	△ 1,700	皆減
繰 出 金	1,161,252	1,156,712	4,540	0.39
前年度繰上充用金	0	0	0	0
合 計	11,544,123	11,235,421	308,702	2.75

3 特別会計

各特別会計の決算における収支状況は、次のとおりである。

(1) かつらぎ町シビックセンター特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
154,577	153,555	153,555	99.34	100.00	0	0

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
154,577	153,480	99.29	0	1,097

(2) かつらぎ町国民健康保険事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
2,620,431	2,317,897	2,262,568	86.34	97.61	12,871	42,458

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
2,620,431	2,223,814	84.86	0	396,617

(3) かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
9,686	9,540	9,540	98.49	100.00	0	0

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
9,686	9,212	95.11	0	474

(4) かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
658,213	658,320	655,942	99.65	99.64	200	2,178

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
658,213	646,480	98.22	0	11,733

(5) かつらぎ町介護保険事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
2,807,358	2,815,324	2,810,018	100.09	99.81	1,819	3,487

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
2,807,358	2,731,342	97.29	0	76,016

(6) 花園地域交流推進施設運営事業特別会計

(歳入)

(単位:千円・%)

予算現額	調定額	収入済額	予算 対比	調定 対比	不納欠損額	収入未済額
91,540	90,533	90,533	98.90	100.00	0	0

(歳出)

(単位:千円・%)

予算現額	支出済額	予算 対比	翌年度繰越額	不 用 額
91,540	90,533	98.90	0	1,007

当該事業会計については、令和7年度から一般会計へ移行となる。

4 決算審査意見

(1) 滞納措置について

町税の徴収率は96.23%、前年度より1.60ポイント上昇しているものの、令和6年度末の滞納額は約1億1,700万円で一般会計予算の約1%を占めている。納税義務の観点から、納税意識の啓発に努めるとともに、現年課税分の納期内納付の徹底を図り、滞納者に対しては負担の公平性の観点からも、きめ細かい納付指導を行うなど、さらなる徴収率の向上に努められたい。なお、和歌山地方税回収機構に移管できるものは速やかに移管されたい。また、後期高齢者医療保険料、介護保険料、学校給食費、公営住宅使用料などの未収金については、複数の滞納に関わる場合もあり、関係課が連携を取りながら粘り強い納付指導や保証人への納付交渉を行うなど、一定の成果はでているものの、全体でみると依然多額となっている。まずは、現年納付を優先し、余力があれば過年度納付の指導を行うなど、現年度の未納を増やさないよう引き続き努められるとともに、滞納者の中には、多額で長期間の滞納が認められ納付困難な状況にあるケースもあることから、実情に応じて法的手段の決断も必要と思われるので検討されたい。

(2) 業務委託について

町が事業を実施する上で、必要に応じて外部に業務委託を行っており、特に町の方向性を示すさまざまな計画を策定する上で、業務の効率化を図る観点からもノウハウを持つ事業者へ委託しながら業務を遂行している。業務委託にあたっては、多額の事業費がかかっていることを踏まえ、委託業者に丸投げするのではなく、職員自らが事業ビジョンを高く持ち、住民の利便性向上につながる成果物となるようかかわりを深く持ちながら、その目的遂行のため、関係課が連携を取りながら業務委託の活用にも努められたい。あわせて、費用対効果の把握等、結果の検証にも努められたい。

(3) 公共施設について

公民館や地域交流センター等地域拠点施設については、建設後数十年が経過し、建物の老朽化に伴う改修や空調設備等の修繕が発生しており、今

後も修繕の発生が見込まれる。地域コミュニティの中核を担う施設については、計画的な改修と空調整備等の更新を行い、財政負担の平準化を図るよう取り組まれない。

また、庁舎の老朽化に伴い、新庁舎建設に取り組んでいるが、人口減少も進む中、将来世代への過度な財政的負担を負わせないように、ライフサイクルコストを含めた持続可能な事業となるよう取り組まれない。

(4) 庁内のデジタル化推進について

庁内のデジタル化の推進及び行政手続きのオンライン化は、住民の利便性向上と、行政の効率化を高めるうえで重要である。本町においても、パソコンやスマートフォンなどを活用し、一部オンライン化に移行しているものの、引き続き行政手続きのオンライン化等を図り、D Xの推進に取り組まれない。また、デジタル化を進めることにより、紙や印刷経費などの削減、人件費の削減、業務効率化による時間短縮など、様々な側面でも費用を抑えることが可能となることから、庁内のデジタル化の推進に努められない。

(5) 事業・施策のP R方策について

「みんなが住みやすく笑顔と活気あふれるまちづくり」を実現するため、所管課においてさまざまな事業や施策に取り組んでいるが、そのことが住民に周知できていない現状がある。事業や施策概要については、主に町ホームページに掲載しているほか、町広報紙やL I N E（ライン）等を活用し周知を行っているが、わかりにくい点もある。特に、若年層から高齢層まで幅広い年代で利用されているL I N E（ライン）の活用は有効であるが、申請画面等はわかりにくいことから、周知の際は、もっと住民目線に立ち、誰が見てもわかりやすいP R方策を検討されたい。

(6) マイナンバーカードの普及について

マイナンバーカードについては、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、町が発行する住民票の写し及び印鑑登録証明書等をコンビニエンスストア等のキヨスク端末から取得できるサービスの導入や、行政

手続きのオンライン申請など、日常生活の中で利用できる場面が広がっている。本町では、申請困難な方の自宅や町内会・施設等に所管課職員が出向き、申請及び交付手続きのサポートを行うなど、更なる交付率向上を目指し取り組んでいることは高く評価でき、令和6年度末の交付率は86.4%、前年度より9.5ポイント上昇している。今後、マイナンバーカードの更新を迎える方が増加する中、引き続き更新手続きがスムーズに行えるようサポートに努められたい。マイナンバーカードの取得は任意であり義務ではないが、住民の利便性向上の観点からも交付率100%を目指す気持ちで取り組まれたい。

(7) 備品等の管理について

危機管理課が保有する防災ラジオや災害備蓄品については、所管課が独自に管理台帳を作成し管理を行っているが、在庫数が多い。未使用の機器類については、定期的に稼働状況の確認を行い、使用する際に支障がでないよう徹底に努められたい。

教育総務課が管理を行っている教育ICT関連のWi-Fi機器についても、個別の管理台帳を作成し管理を行っているが、在庫数が多い。電子機器類は製造から年数が経過すると対応機種も変更となることから、未使用品の有効活用について検討されたい。また、学校におけるタブレット端末以外で不要になったパソコンが教室にそのまま置かれている現状もあることから、今後の有効活用についても検討されたい。

(8) 防犯カメラの設置について

安全で安心して暮らせるまちづくり実現するため、所管課が中心となり、自治区や警察等関係機関と協議を行いながら、計画的に防犯カメラの設置に取り組んでいる。しかし、近年、全国的にもさまざまな事件・事故が発生していることから、防犯対策は急務であると考えことから、プライバシー保護に配慮しつつ、防犯カメラの設置をより一層推進されたい。